

## ◎ 津幡町小規模工事等契約希望者登録申請をされる方へ

### 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、津幡町財務規則に基づく資格審査(競争入札参加有資格者登録)を受けていない方でも、小額で内容が軽易な契約の受注・施工を希望する方を登録し、町が発注する工事・修繕等のうち小規模な工事において積極的に活用することによって、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事の範囲は、町が発注する小規模な工事や修繕であり、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1件の工事契約予定額が50万円以下のものです。
- (3) 原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。なお、見積合わせに指名されても、都合により辞退することはできますが、必ず辞退届を提出してください。
- (4) 施工は、津幡町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5) 丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

※この制度は、指名や契約を約束するものではありません。

### 1 登録できる方

町内に主たる事業所又は住所を有する者

※建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。

### 2 登録できない方

- (1) 町税を滞納している方
- (2) 町内に主たる事業所又は住所を置かない方(他の市町に本店がある場合など)
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- (4) 津幡町入札参加資格審査申請に基づく建設工事資格業者名簿に登録されている方
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方

### 3 登録申請の方法

登録の申請は、次の書類等を総務部監理課に提出してください。

申請書は、監理課に用意してあります。また、町のホームページからダウンロードも可能です。

- (1) 津幡町小規模工事等契約希望者登録申請書
- (2) 町税の完納証明 (申請時で2ヶ月以内のもの(写し可))
- (3) 法人事業者の場合は、「登記簿謄本」、個人の場合は、「住民票の抄本」  
(申請時で2ヶ月以内のもの(写し可))
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

## 4 登録の受付及び有効期間

登録の受付期間は、原則として「令和6年5月1日から令和6年5月31日」です。

※受付時間 月曜日から金曜日(祝日除く) 9:00～17:00まで

有効期間は、2年間(令和6年6月1日から令和8年5月31日まで)

また、受付期間終了後であっても随時登録を受付けいたしますが、有効期間の期限は令和8年5月31日までです。

## 5 登録者の取り扱い

津幡町小規模工事等契約希望者登録者名簿として、役場内での小規模工事業者選定に活用されます。

また、閲覧等により一般にも名簿を公開いたします。

ただし、この名簿に登載されても、指名や契約を約束するものではありません。

## 6 登録事項の変更等

登録者名簿に登載された方で、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは「津幡町小規模工事等契約希望者登録変更・廃止届」を速やかに提出してください。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき
- (3) 廃業等により営業ができないとき
- (4) 登録を辞退したいとき

## 7 登録の取り消し

登録者名簿に登載されているが、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消しになります。

- (1) **2 登録できない方**に該当するようになった場合
- (2) 倒産または破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

## 8 契約すると

契約締結後(発注後)の辞退はできません。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

## 9 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後(手直しがあった場合はその完了後)、請求に基づき支払います。

※ 前払金や部分払金の請求はできません。